

平成26年12月森町議会定例会会議録

1 招集日時 平成26年12月11日（木）午前9時30分

2 招集場所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成26年12月11日（木）午前9時30分

4 応招議員

1番議員	伊藤和子	2番議員	小澤哲夫
3番議員	吉筋惠治	4番議員	中根幸男
5番議員	鈴木托治	6番議員	西田彰
7番議員	太田康雄	8番議員	亀澤進
9番議員	山本俊康	10番議員	榎原淑友
11番議員	片岡健	12番議員	小沢一男

5 不応招議員 なし

6 出席議員 応招議員に同じ

7 欠席議員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町長	村松藤雄	副町長	鈴木寿一
教育長	比奈地敏彦	建設参事	鈴木雅則
総務課長	杉山眞人	防災監	村松利郎
企画財政課長	長野了	税務課長	村松也寸志

住民生活課長	村 松 弘	保健福祉課長	村 松 富 夫
産業課長	三 浦 強	建設課長	鈴 木 可 浩
上下水道課長	山 田 裕 一	学校教育課長	大 場 満 明
社会教育課長	鈴 木 富 士 男	病院事務局長	西 谷 勉 次
会計管理者	高 木 利 夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 三 浦 健 議 会 書 記 鈴 木 芳 明

10 会議に付した事件

議案第 79 号	森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第 80 号	森町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
議案第 81 号	森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第 82 号	森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 83 号	森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について
議案第 84 号	平成 26 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
議案第 85 号	平成 26 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 86 号	平成 26 年度森町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 87 号	平成 26 年度森町水道事業会計補正予算（第 3 号）
議案第 88 号	平成 26 年度森町病院事業会計補正予算（第 4 号）
議案第 89 号	東遠学園組合規約の変更について

＜議事の経過＞

議 長 | (榊原 淑友 君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
これから本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせします。

議案第87号「平成26年度森町水道事業会計補正予算（第3号）」の正誤表が提出されております。

お手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

日程第1、議案第79号「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」から日程第4、議案第82号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」まで、議案4件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

（小沢一男君）議案82号の条例ですけども、これ町長のご説明ですと、森町放課後児童クラブの設置管理の条例の一部改正ということで、児童福祉法の改正ということで、来年4月から始まるということですけども、この4条のですね、放課後児童支援に改まつたと、専任の指導員が。これは、やることは確か同じことだと思うんですけども、ただ名称の変更なのか。あるいはこの資格、名称が指導員、専任の指導員から放課後児童支援員と名称が変わっただけなのか、資格要件がまた変わるのがこれで。

議長（榊原淑友君）保健福祉課長。

保健福祉課長（村松富夫君）保健福祉課長でございます。名称の変更になります。国の基準が定まったことによって、それに伴う変更でございます。以上でございます。

議長（榊原淑友君）12番、小沢一男君。

12番議員（小沢一男君）もう一度、資格要件が何か、要件がありましたっけね。いろいろ。もしかしたらいいですけども。

議長（榊原淑友君）保健福祉課長。

保健福祉課長（村松富夫君）保健福祉課長でございます。資格要件がございまして、都道府県が行う研修を終了したものでなければならぬとなっております。

また、保育士の資格を有するもの、それから、社会福祉士の資格を有するもの、その他ですね、議案第81号の議案の方の、森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の中の、第10条の所に、基準の方が定められています。

議長（榎原淑友君）12番、小沢一男君。

12番議員（小沢一男君）そうしますとですね、今度は町長のご説明、皆さんにも前回でもお話がありましたけども、第1第2の、森と園田を増やすということで、お話がございましたけども、この支援員のちゃんとした資格を持った人の確保はできているのか。

議長（榎原淑友君）保健福祉課長。

保健福祉課長（村松富夫君）保健福祉課長です。この条例が通りましてですね、補正予算も通りましたら、支援員の募集をかけていくという予定であります。1月から募集をかけていきたいと考えております。以上でございます。

議長（榎原淑友君）他に質疑はありませんか。

4番、中根幸男君。

4番議員（中根幸男君）4番、中根でございます。2、3質問させていただきます。

まず、議案第79号、家庭的保育事業の関係ですけれども、第3条にですね、「町長は、森町子ども・子育て会議の意見を聴き」とありますけれども、この森町子ども・子育て会議はどのようなメンバーで構成されるか伺いたいと思います。

それから、基本的にですね、家庭的保育事業の要件はどのようにになっているのか、確認の意味で伺いたいと思います。以上です。

議長（榎原淑友君）保健福祉課長。

保健福祉課長（村松富夫君）保健福祉課長です。お答えいたします。1点目の子ども・子育て会議の構成員でございますけれども、今年の4月に設置いたしまして、構成員は14人で組織されております。町内会長連絡協議会の代表、主任児童員、保育園及び幼稚園の従事者、児童福祉団体関係者、学識経験者、子ども・子育て支援事業に従事

するもの、町内事業所を代表するものの中から、14人を委嘱しております。

2点目の要件でございますけれども、事業者の要件ということでお答えをさせていただきたいと思いますけれども、事業者の要件につきましては、児童福祉法の第34条の15の方に規定をされておりまして、一つには社会福祉法人や学校法人があります。

その他の者が事業を行う場合には要件がございまして、必要な経済的基礎があること、それから、一定以上の資金を有して、必要な経済的基礎があることの中に、一定以上の資金を有していること、また、事業を行うために必要な土地や建物を持っていること。又は、貸与・賃借することができること。また、その賃借する場合には、賃借料が適正な額以下であるということ。また、財務内容が適正で、3年以上損失を計上していないこと等といったことがあります。

また、この他にも社会的信望があることや、社会福祉事業に関する知識や経験を有すること。それから、実務を担当する幹部職員が、保育所や児童福祉施設、幼稚園において2年以上勤務したことがあること等といった要件がございます。以上でございます。

議長

4番議員

（ 榊原淑友君 ） 4番、中根幸男君。

（ 中根幸男君 ） ただ今の家庭的保育事業者の関係ですけれども、例えばですね、保育料、こういったものはどのような形で定めていくのか、改めて伺いたいと思います。

議長

保健福祉
課長

（ 榊原淑友君 ） 保健福祉課長。

（ 村松富夫君 ） 保健福祉課長でございます。保育料につきましては、保育所と同じ額になりますけれども、その保育料につきましては、国が定める上限額がございまして、その範囲内で町が定めることになっております。

定めるに当たっては、現行の保育料の負担水準と比較しまして、保護者の方の負担、又は町の財政への影響を考慮いたしまして、大きく変わらないようにということで検討をしております。

なお、国の基準のところで算定の階層区分が変更になることにな

りまして、今まででは所得税額を基礎としておりましたけども、平成27年度からは町民税の所得割課税額を基礎とするように変更となつております。以上でございます。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

3番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治君) ただ今の中根議員の質問と同じことになりますが、この「森町子ども・子育て会議の意見を聴き」とありますが、ただ今14名の構成員というふうにお聞きしました。会長であるとか、委員長であるとか、その方はどういう方がやっておられるのか、それから、この会議は年間何回ほどの会議を行っておるのか、1点お伺いいたします。

それともう1点は、21条に「家庭保育事業者は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」。この窓口というのは、常時設置されておるのか、又はそれはどういう資格の方がなさっているのか。お伺いをいたします。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松富夫君) 保健福祉課長でございます。1点目の子ども・子育て会議の委員でございますけれども、先ほど役職の方は申し上げたとおりでございますけれども、現在会長としては民生児童委員の大高会長が務められております。

また、回数につきましては、今年度は子ども・子育て支援計画を策定する関係上、3回を予定しております、現在2回開催しております。来年度以降は1回ないし2回ということで考えております。

3点目の苦情の受付の関係でございますけれども、これはその事業所内、事業の中に設けるということで、担当の職員を置いて、常時受け付けるという形になります。それにつきましては、介護福祉施設等もそういう状況で、同じような苦情の受付窓口を設けているということでございます。以上です。

議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
7番議員	7番、太田康雄君。 (太田康雄君) 79号の「森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について」の、第5条第4項に、「家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて」という条項がございますが、この外部の者による評価というものは、どういう評価機関が行うものなのか、その点と、もう1点は、議案第82号「森町放課後児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、この説明の中で、今回森第2放課後児童クラブと、宮園第2放課後児童クラブを新たに設置をするということでございますが、この第1第2という区分、これがどのような意味合いがあるのか、また、なぜ区分しなければいけないかということと、それから、3点目に、開所時間を延長して利用する場合はという項目がございますが、この開所時間というのは何時から何時までなのか、その点をお願いします。
議長	(榊原淑友君) 保健福祉課長。
保健福祉課長	(村松富夫君) お答えいたします。外部の者の評価というものは、この評価につきましては、福祉サービス第三者評価ガイドラインというのがございまして、その保育所版というものがあります。これ等を参考にいたしまして、利用者の安全の確保、人事管理、環境整備、保育内容等の評価の項目、また、評価者などの具体的な内容につきまして、今後検討しながら定めていくということになります。
	その事業所のところで定めるものですから、町の方から誰がということではなく、事業所で判断して評価者を募っていくという形になると思います。
	2点目の、放課後児童クラブの第1第2の区分でございますけれども、区分する理由としましては、国庫補助金を貰って今回設置するということから、新規の児童クラブを立ち上げなければならないというところがありまして、第1第2ということで、別の児童クラ

議 長

7 番議員

ブとして区分いたします。

3点目の、開所時間でございますけれども、平日は小学校の授業が終わってから、5時半まで開所をしております。延長というのは、30分延長して6時までという形になります。それから、長期休業日の開所時間につきましては、8時半から5時半までとなっております。以上でございます。

(榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

(太田康雄君) まず、79号の方ですが、評価期間については、評価ガイドラインに沿って評価をする所を探すということですけども、恐らく、専門的な機関があろうかと思うんですが、その辺のところは特に町が関与するところではないということかと思いますが、条例にある以上、何らかの確認をされているのか、そういう機関の存在といいますか、適正な評価を行う機関である必要があると思うんですけども、当然、そういう評価機関について担当課として何らかの情報を得ているのか、その点もう1点確認させていただきます。

それから、放課後児童クラブの方ですが、第1第2と分けられているのは、国庫補助の対象が新規の立ち上げに限るということで、便宜上といいますか、第1第2で分けているということかと思います。これは、全協で配布していただきました資料によりますと、森小の場合、現在定員が40名で、新年度になりますと新1年生から3年生が48名、4年生から6年生が25名の申込み見込みがあるということで、単純に考えますと、これ1年から3年生までだと48人、4年生から6年生までだと25人、合計では73名で、定員の80名を満たさないわけですが、単純に1年から3年生までだと、定員を40名とすると超えてしまうということなので、この第1第2の運営、運用上は特に第1第2、教室名を第1第2というのか分かりませんが、運営上特に第1と第2をどのように分けて行っていくのか、その点をもう一度お願いします。

議 長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉 課 長	<p>(村松 富夫 君) お答えいたします。1点目の外部評価の機関でございますけれども、申し訳ありません、そこについては確認してございませんでした。</p> <p>2点目の放課後児童クラブの第1第2の区分けですけれども、補助金を貰う上で第1第2に分けるということがございましたので、実際の運用面につきましてはある程度弾力的なやり方を考えておりますけれども、登録上は、例えば1・2年生を第1、3・4・5・6を第2というような区分をしてきたいと考えております。</p> <p>1年から3年につきましては、現在募集をして決まっておりますけども、4年から6年につきましては、この後の募集になりますので、その人数が確定してから決定していきたいと思っております。以上でございます。</p>
議 長	<p>(榊原 淑友 君) 他に質疑はありませんか。</p>
6番議員	<p>6番、西田彰君。</p> <p>(西田 彰 君) 今回のこの4件の条例の関係ですが、国もですね、少子高齢化の中で、子どもを増やしていくかなければいけない、そのためにはいろいろな条件整備をしなければならないということで、このような子ども・子育て支援3法というものが決められてきたと思うんですが、これもなかなかですね、財政的なものもありますし、まだまだ全国でも待機児童が何十万人いるということも報道されている中で、急遽政府もこういう動きになってきたと考えています。</p> <p>そういう中で、その予算立てがですね、消費税増税、消費税に頼るというようなこともいわれている中で、この予算がしっかりと確保されるのかどうか、その辺まず、森町においては待機児童はいらないということですが、しかし、父兄の方は延長保育を非常に望む方が多くなっている。やっとですね、来年から森、園田が幼稚園の延長保育もやることでございますが、こういう条例ができてくると、飯田も当然天方も、そういう対象になっていくことですので、その森、園田だけではなくて、飯田も、天方もやらなければいけな</p>

いじやないかと考えるわけですが、その辺の財政的なものは町として確保できていけるのかどうか。

また、やっぱり子どもを育てていく中で、そこにお願いする人たちが、皆さんですね、平等ですね、保育の保証がね、受けられなければいけないと思います。国は今二手に分かれちゃっているわけですね。文科省と厚生労働省、これを一本化すると言ってますので、この森町においてはですね、今答弁は保健福祉課長がやっているわけですけども、学校教育課の方は全くこれに関してはタッチしていないのか。その辺をまずお伺いしたいと思います。今申し上げたのは、0歳から5歳という幼稚園までが対象となっていますので、申し上げました。

それから、この補助対象がですね、個人給付ということで、その辺の施設と事業を利用する保護者に公費が支給される仕組み、これは直接個人に入ってくるわけではありませんが、変わることですが、その辺のちょっと細かいところを説明してほしいと思います。

それから、今回ですね、いろいろ施設がですね、小規模施設、本当に小さなビルの一角でもやれるというようなことも、この条例の中には出てくるわけですけども、本当にそれでね、ちゃんとした保育がですね、保育士とか、小さな所はヘルパーさんみたいな感じでも良いというふうなことも出てきますので、資格要件としてね、それで本当に、ちゃんとしたね、保育がされ、また、保育といえども、教育の一環でもあると思うんですけども、そういったことがね、実際しっかり担保されるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、企業がですね、参入できるという条文もありますが、企業の場合はですね、正直言って採算が合わなければやめてしまうということ、それから、入ってきた保育料や国からの補助金もですね、どういう使われ方をしてもいいというような形になっているようですが、それをね、やはりちゃんとした施設の拡充、また、

保育されるものの条件をね、しっかりと整備されるかどうかという、それを見極めるね、責任が市町村に、行政側にあると思うんですが、その辺はどのように監督していくのか、その辺もお願いします。

それから、延長保育の場合ですね、認定で保育時間が上限が決まってくると思うんですが、それからオーバーした場合は延長料を取るということですけども、その辺延長がですね、どういう時間帯で、例えば8時間という枠の中でそれが決められた時間だよという場合に、30分延びれば延長になるわけですけども、5時半から例えばお願いすると、30分朝は遅くお願いして、5時半まで見てもらうと、もうその前の9時半というのは、30分少ないんですけども、考慮されずに5時半までいった場合の30分延長とみられてしまうようなふうに思いますが、その辺はどのように判断されるのか。

ちょっと質問が多いですけども。

議長（榎原淑友君）町長、村松藤雄君。

町長（村松藤雄君）西田さんの質問にお答え申し上げます。

まず、財政的な面について大丈夫かということでございますけども、今回の放課後児童クラブの施設改善等の経費は、26年度予算で確保されている基金の中からお願いしていくということでございますから、財政的には十分でございます。

それから、27年度以降等々の問題については、これは制度として確認されておりますので、国が負担すべき額、県が負担すべき額、市町村が負担すべき額、そういう制度に則っては、当然国もそれに基づいて予算を確保されてきますから、財政的には確認されていると、このように思っております。

それから、教育委員会との連携でございますけども、放課後児童クラブはですね、当然学校施設を使うわけですから、教育委員会と連携なくしてこの事業はできないわけでございます。当然、所管課がまずはお答えするということで、担当課がお答えしておりますけども、教育委員会等理解の上で、教室の確保等々も協力を頂きながら進めておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

それから、今園田と森と、二つの放課後児童クラブ、第2クラブを立ち上げますけども、その後の問題はどうですかということでございますけども、飯田の所については、定員を超えたときには、当然第2放課後児童クラブで対応していきたいと思っております。

それとともに、三倉、天方については、教育委員会の所管している事業で、放課後子ども教室の事業をスタートしております。ですから、この放課後子ども教室を使って対応していく。もう三倉の方は既に、放課後児童教室については、対象は全生徒を対象としておりましますし、天方は来年度からは対応していきたいと思っておりますので、森町としては小学1年生から6年生までのすべてについて、必要なものは準備していくということでございますので、ご安心を頂きたいと思います。

それから、今この子ども・子育ての事業についてですね、条例は作っておきますけども、実際に民間等々の事業については、現段階では幼稚園と、現在ある保育園でもって、待機児童ゼロですべて入っていただくということになっておりますので、民間が具体的に新たな参入という部分については、子どもたちが増えてですね、幼稚園・保育園に入れないとといった時点において、こういう条例に基づくものが出てこようかと思いますけども、ただ、いろいろ具体な質問をされていますけども、それについてはですね、森町にとっては初めてのケースになりますから、今後事業者とヒアリングをしながら、条例に沿った運営をしていきたいと思っておりますので、具体的な答弁については省略をさせていただきます。

最後に、延長の問題については担当課長の方から答弁をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

（ 榊原淑友君 ）保健福祉課長。

（ 村松富夫君 ）保健福祉課長です。お答えいたします。延長時間の考え方ですけれども、まず通常の保育時間というのが、西田議員がおっしゃられたように、標準8時間というものがございます。ただし、この標準の8時間でございますけれども、現行でも11

議長
保健福祉
課長

時間行われているわけですけども、そこまでは保証されることになります。保育の標準時間の利用ということになりますけども、また、パート就労等で、短時間の就労の方につきましては、短時間の保育という制度がこの中に入っています、そこについては8時間までの利用となります。

そして、その8時間、11時間の時間の設定につきましては、その事業所で決定していくということになりますので、その中に入つていればその基本的な保育料の中でやれるけども、その時間から出た場合には延長保育という形になるということでございます。

それから、個人給付の関係でございますけれども、西田議員のおっしゃられたとおり、原則的には個人に対して給付するというのが建前でございますけれども、介護保険、あるいは障害者福祉サービスでもそうなんですけれども、法定代理受領という制度がございまして、確実にその保育・教育が行われるために、施設あるいは事業者に直接支払うと、保護者には支払わないで施設の方に払うという制度がございます。

先ほど申し上げましたように、介護保険、また障害者福祉サービスでも同様のやり方をやっております。以上でございます。

議長

6番議員

(榊原淑友君) 6番、西田彰君。

(西田彰君) 町長、まず予算も心配ないということ、また、今の施設の人数とかそういうものでも十分父兄の要望に応えていけるという答弁を頂きました。

今本当に、この森町だけではなく全国、いかにして子どもを増やしていくかという問題が、大きな問題となっているわけですけども、私は今言ったように、保健福祉課と学校教育課が連携するのはもちろんでございますが、新たんですね、子ども・子育て課とか、子ども支援課とか、そういう課がね、これからは必要ではないのかなというふうに、この条例が作られていく中で感じるわけですけども、それをどういうふうに考えるかは、当局の考え方でございますのであれですけども、その辺は町長はどのように考えておられます

か。

それから、もう1点だけ、入所を希望する人がですね、父兄の方が、どのような条件でもですね、入れてほしいよという希望がある場合はね、どんな財政的な、所得の関係とか、いろいろなその人の個人の条件があると思いますけども、それに関係なくね、入れるような制度にしていただきたいと思いますので、その辺今森町では、こういった補助制度をもってますよ、こういった入所条件でやってますよ、そういうものを分かる範囲で教えていただければと思います。

議長　（榎原淑友君）町長、村松藤雄君。

町長　（村松藤雄君）組織として、教育委員会と町長部局と分かれていて、合体のものを検討したらどうかということでございますけども、合体した事業をやるときには合体した組織が必要になってこようかと思います。具体的には、認定こども園のように、幼稚園の機能と保育園の機能、そういう事業を行うというときには、当然両方からの人材を入れながら、合体した組織が必要かと思いますけども、現段階では、それぞれ幼稚園と保育園と、連携をとりながら進めていくだけで対応ができると、このように考えておりますので、今のところは合体する組織は考えておりません。

議長　（榎原淑友君）保健福祉課長。

保健福祉課長　（村松富夫君）お答えをいたします。入所要件といたしましては、現行までは保護者の就労、又は同居者も不在といったことが条件でございましたけども、今度からは求職中、職を求めている活動中というのも入りますし、職を手にするために学校に行くといったことも入ってきます。そういうことで、また、短時間の就労でも可能だということになりますので、入所要件はかなり緩くなってくるということになります。これにつきましては、児童福祉法に則って入所基準がありますので、その通りにやっていきたいと思っております。以上でございます。

議長　（榎原淑友君）他に質疑はありませんか。

8 番議員

8 番、亀澤進君。

(亀澤 進君) ただ今の79号、80号の関係ですけど、今回の条例の制定によって、給付の対象となる基準を定められるということかと思いますが、その給付対象が認定こども園、幼稚園、認可保育所などの施設型給付と。それとあと、家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育の地域型保育給付、この二つになるということでしたが、施設型給付、特定教育保育施設ですか、こちらについて新たに給付が増える形になるのかどうか、それとあと、地域型保育給付、こちらについてですけど、現在これに近いような事業を実施されている事業所といいますか、それがこの森町にあるのかどうか、あれば名称等を教えていただければと思いますけど、お願ひします。

議 長

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉
課 長

(村松富夫君) 1点目の施設型給付につきまして、新たに増えるのかということでございますけれども、給付費自体が増えるのかというご質問かどうか、ちょっとはっきりしませんけども、給付費につきましては、これもやはり国の方の基準で、公定価格というのがございます。これによって保育にかかる費用というものが決まってくるわけなんですけども、給付につきましては、そこから利用者負担を引いたものが給付費として施設の方に支払うという形になります。

そして、その公定価格につきましても、施設型の施設の中でも、定員であるとか、保育士等の職員の人員配置によって金額が変わってきますので、一概に増えるのか減るのかといったことは、ちょっと分からぬところでございます。その基準表に当てはめて算定をしていくという形になります。

また、地域型保育事業の方を実施しているところということでございますけれども、認可外保育所として届けて、県の方で把握しているところにつきましては、森町病院のかわせみ保育所、それから葛城事業所の方にもう一つございます。その2箇所が把握している

	ところでございます。事業所内の保育所ということでございます。
議長	(榊原淑友君) 8番、亀澤進君。
8番議員	(亀澤進君) 今まで最初の給付費、施設型給付の方の関係ですけど、今までの給付費より増えるかっていう質問だったんですが、この条例を定めることによって、運営が更にしやすくなるといいますかね、そういう質問だったので、そこについてもし分かればお願ひします。
	それと、認可外ということで、かわせみと葛城の保育施設があるということでしたが、今後この条例が定められることによって、こちらの二つの保育所が認可を求めてくるのか。例えば森町病院の方のかわせみ保育所につきましては、病院が運営しているということで、この対象になれば少しでも運営の方も楽になってくるのではないかなどということも考えますけど、いかがでしょうか。
議長	(榊原淑友君) 保健福祉課長。
保健福祉課長	(村松富夫君) お答えいたします。1点目の現行の費用と比べて給付費が増えるかということでございますけれども、試算によりますと増えることになっております。
	2点目の現行の事業所内の保育所につきましては、この条例が制定されましたら、また話をかけていきたいとは思っておりますけども、地域の子どもを受け入れることが、この条例による認可となりますので、事業所内の子どもだけを対象とする場合には、今までと同様でございます。
	そのため、今後二つの事業所の所には、話をかけまして相談をして参りたいと思っております。以上でございます。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	しばらく休憩をします。再開を10時30分から行います。
	(午前10時20分 ~ 午前10時30分 休憩)
議長	(榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第5、議案第83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員

(小沢一男君) 森町立幼稚園預かり保育料徴収条例ですけども、この中でですね、ちょっとお伺いしたいのは、私の間違いかも分かりませんけども、町長っちゅうか、この教育委員会という言葉とですね、町長という言葉が出ていますけど、私の今いろいろで、問題になっておりますけもど、行政責任は飽くまでも町長ですけども、教育に関する関係は、少し独立した教育委員会が責任をもってやっているという考え方で、教育委員会5条にですね、教育委員会がという言葉が、文言が出てきて、後はですね、こん中の減免に対するものは、町長という言葉が出ておりますし、もう一つは、(2)にも町長という文言が出てきますけども、この条例の理解は、どのようにしていいかということと、あとですね、保育料徴収条例なのに、なぜ預かり、定義の中ですね、(3)の下の方に、かっこで結ばれている、預かり保育料という、徴収という言葉が外れてますけども、それと、あとですね、3条にですね、月額とか、年間とか、一時預かりとか、長期預かりの金額が書いてある以上ですね、何でもそうですけども、納期というものがあるわけですけども、納期が記載されていない理由はなぜなのか。

それともう1点はですね、3番ですけども、預かり保育を実施しない日があると。これは実施しない日があるだけじゃですね、私たちには全く理解できません。いろいろな理由があつて、幼稚園の理由があるかと思うんですけども、そういう理由は何で外されているのかなと。条例でありますから、やっぱり我々にも分かりやすいような、行政だけ納得しているような条例じゃなくてですね、我々にも分かるような、そういう文言が条例には必要だと思いますけども、その点についてお聞きしたいと思いますけども。

議長	(榊原淑友君) 学校教育課長。
学校教育課長	(大場満明君) 学校教育課長です。ただ今の質問にお答えをいたします。
	1点目の、教育委員会と町長の文言ということで、中に町長と書いてある部分と教育委員会という形で出でていいるところがございますけれども、特に保育料の減免のところ等、予算に関わる、要するにお金に関わる部分については、町長に権限がございます。ということで、町長という言葉に代えさせていただいております。預かり保育そのものの管理・運営につきましては、教育委員会で行うと、そういう考え方で作させていただいております。
	それから、定義のところですか、徴収という言葉が入っていないということですが、条例がそもそも徴収条例ということで、趣旨のところに徴収に対して定めるということで、その内容についての定義というようなことで、用語の意味を定めておるものであります。
	それから、徴収の納期等でございますけれども、これにつきましては、この条例の下にですね、教育委員会で預かり条例の徴収施行規則というものを定めます。これについても、4月1日の公布となりますけれども、この中に詳しくですね、保育料の納期、それから減免等の手続等を定めるということで、ご理解を頂きたいと思います。
	なお、その下にですね、更に実施をするための要綱というのもも、教育委員会の中で定めていくということになっております。
	それから、実施しない日ということにつきましては、幼稚園で参観会等で土日に行った場合、普通の日がその振り替えで休みになるという日がございます。それにつきましては、各園によって変わりますので、運動会等も同じですけれども、変わりますので、その場合幼稚園長が認めた日がこのしない日ということで、ご理解を頂きたいと思います。以上です。
議長	(榊原淑友君) 12番、小沢一男君。
12番議員	(小沢一男君) そうすると、先ほどの納期っていうのは、

	これから要綱は定めてからということ、の中に入れるということ。
議長	(榊原淑友君) 学校教育課長。
学校教育課長	(大場満明君) 学校教育課長です。実施要綱につきましては、既にもう定めているというか、案として持っております。この中に載っている実施要綱と規則については持っておりますので、これを教育委員会の中で審議をいたしまして、公布をしていくという形になろうかと思います。以上です。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	3番、吉筋惠治君。
3番議員	(吉筋惠治君) この幼稚園の預かり保育でございますけれども、この月額の算定基準というのは、どのようにして算出されたのか、お伺いを1点します。
	もう1点は、その一番下の文面に、保育料を減額し、又は免除することができる、その中に生活保護世帯というものが入っておりますけれども、幼稚園、学校に行っている方の家庭で、今森町で生活保護を受けている方というのは、どのぐらいの世帯数があるのか教えていただきたい。
議長	(榊原淑友君) 学校教育課長。
学校教育課長	(大場満明君) 学校教育課長です。ただ今の質問にお答えいたします。
	まず、保育料の金額はどのように決定したのかということでございますけども、この金額につきましては、やはり既に実施しております他市町の保育料と比較をさせていただいております。今回の参考にしている提案されました保育料につきましては、袋井市と同じ金額で設定しております。
	なお、磐田市につきましては、年間預かりが月額7千円、掛川市は8千円ということで、他の市町を見ますと、ほとんどが5千円以上の月額ということになっておりますけども、森町においては袋井市と同様の金額ということで、設定をさせていただきました。
	それから、生活保護世帯ということが、今幼小中にあるのかとい

うことでございますけども、生活保護世帯になっている世帯はございません。要保護といいまして、それに準じた家庭というものがございます。そういった方につきましては、小中の要保護の補助の方をとらせていただいておりますけども、ちょっと今数字を持っていて申し訳ありませんけども、幼小中の生活保護に関してはないとこのことでお願いしたいと思います。

議長

3番議員

(榊原淑友君) 3番、吉筋惠治君。

(吉筋惠治君) ようやくこの、幼稚園の預かり保育が森町でも実施されるということで、大変良いことだし、有り難いなと思っております。

私のところにも、昨年から天方で、幼稚園の預かりをやってくれば、掛川から天方へ今アパートにいるけれども、帰ってきたいという方が、昨年から1件ございます。恐らく、他にも正確にお話を聞いたわけではありませんので、実態としてはつきり分かりませんが、他にもいらっしゃるのではないかかなという意味で、大変良いなと。

これは部分的に始まっていますので、スピードをまずアップして、他の幼稚園にも、できれば一気に拡大をしていっていただきたいなと思います。

それと、もう一つは、若い方というのは、非常にシビアな、又は真面目によく考えていらっしゃるなということが、昨年の私9月議会で人口減少のことについて町長にお伺いをいたしましたけれども、その後、隨時調べていきますと、やはり県や国でも発表しております、人口減少の関係が、子どもの教育環境、それから、子育て支援の諸々の医療費、又はこの預かり保育、そういった子育て支援に関することが整っている所の人口減少というのは、県内だけ見ても実にはつきり分けができるというふうに、私は思っています。

そこでですね、他の掛川や磐田よりも、袋井のように若干有利に、森町は金額設定をされております。そこにですね、更にですね、例えば500円なり千円なりを町で、そのうちの金額を補助しますとい

うような、メッセージをですね、発信できれば、やはり子どもを産んだり育てたりするなら、森町の方が良いねという状況にメッセージを送れるかなというふうに私は思っています。

その余裕があるなら、早く他の幼稚園をそのようにしていくよという話になるかと思いますが、若干のそういう、もし余裕があるなら、そういうことを、早く手を打てば、その分だけ他の市の若い人たちにメッセージが送れるようになるんですが、ちょっとそんなこともお伺いをしたいなというふうに思います。

議長　（　榎原淑友君　）学校教育課長。

学校教育課長　（　大場満明君　）学校教育課長です。ただ今のスピードアップをして一気に進んでもらいたいというようなご意見でございます。

まず、森町においてですね、預かり保育を始めるのは、今回が来年度からと、初めてということでございます。実質的にですね、教育委員会としても他市町を参考にしながら、今研究・検討しながら、幼稚園の関係職員とも綿密にですね、打合せをしながら、始めようとしているところでございます。

当然ですね、需要があることはアンケート調査等でも理解をしていますので、今年やっていく中で検証しながら、更に次の段階に進んでいきたいと、このようには考えております。

子育て支援に対する負担ということを、町でもっと負担したらということでございますけれども、やはり今申し上げましたように、来年からということになりますので、この経過を見ながら、よく検討をしていきたいと考えております。よろしくお願いします。

議長　（　榎原淑友君　）3番、吉筋惠治君。

3番議員　（　吉筋惠治君　）今までのね、討議をいつも聞いておりますと、必ず出てくるのが他の市町を参考にするというように出てくるわけですけれども、私は他の市町を参考にするのは良いと思います。しかし、やはり森町はこうやる。独自のね、そういう政策そのものをね、作り上げていかないと、本当の意味でのね、人口減少対策に

ならないように私は考えますんでね、教育委員会には是非ね、教育環境、それから諸々の子育て支援のことを、森町独自に考えるということをですね、是非進めていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

議長　（　榎原淑友君　）町長、村松藤雄君。

町長　（　村松藤雄君　）いろんなことをやるときにですね、当然、他の市町村がどうやっているのかなと、これが土台になろうかと思います。

当然、町民の皆さんは、森町の周りは皆さん市でございますし、森町よりも財政力が豊かな市ばかりでございますから、森町にとつて周辺市並みの仕事をするというのは、税収が少ない中で努力をしているということを、まずご理解いただきたいなと思います。

それから、森町独自という子育ての部分では、出産祝金100千円を出して、意志からすべて、これはまさに森町独自で、皆さんにアピールしているものでございますし、今度のように、放課後児童クラブについてもですね、通常は1年から6年まで拡大しましたというだけで終わっているんですね。でも、6年まで対象にした以上ですね、放課後児童クラブの教室を確保して、子どもたちが入れるようにならなければ意味がないだろうということで、この周辺市町で、6年まで拡大して、受皿まで全部作っているかというところについては、議員の皆さんもよく検証していただきて、そして、森町が取り組んでいるなど、こういうことをですね、是非ご理解を頂きたいなと、併せて申し上げます。

議長　（　榎原淑友君　）他に質疑はございませんか。

5番、鈴木托治君。

（　鈴木托治君　）町立保育・幼稚園預かり保育料徴収の件ですけれども、保育料の減免のところに生活保護者は対象、減免を受けると書いてありますけど、生活保護者以外に母子家庭にも範囲を拡大していくべきじゃないかなと思います。特に、近頃の世相の中で、なかなか離婚が、どういう理由か知りませんけど離婚が増えて、

母子家庭が非常に増えている訳ですけど、母子家庭というのは森町にもし教えていただけるなら何世帯ぐらいあるのかということと、今言った母子家庭の減免をお願いしたい。

もう1点はですね、町長が特に必要と認めるときは減免となるということですけど、町長が認めるというよりは、そういう案件はどのような場合があるのかをちょっと答えていただきたいと思います。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松富夫君) 保健福祉課長でございます。母子家庭の件数でございますけれども、ただ今手元に資料がございませんので、分かりません。以上です。

議長 (榊原淑友君) 学校教育課長。

学校教育課長 (大場満明君) 保育料の減免についてでございますけれども、母子家庭にも減免をということと、町長の認めたときということでございますけれども、預かり保育料につきましての減免の規定では、今申し上げましたように生活保護法による保護世帯、これについては保育料の全額を減免するということになっております。

それから、天災火災、その他の災害により著しく損害を受けた場合、こういった場合についてはその承認した月額を乗じた額という形で減免規定を設けさせていただいております。

また、これは月額の5千円に関する部分について、長期休業中を含むですね、3月と7月というのは長期休業に入ってしまいますので、その分を減額すると、2千円ほど減額して、その分は3千円にするということを規定をさせていただいております。

町長が認めたものにつきましては、その都度いろいろなケースが出てこようかと思いますけれども、それこそ単なる災害だけでなく、いろいろですね、その過程に応じた問題、課題について町長と相談をして決めていくという部分であろうかと思います。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員	(西田 彰君) 参考にですね、静岡県の中でこの5千円よりも下回っている市町があるのか。分かれば教えていただきたい。 それから、先ほど托育議員がおっしゃいました、母子家庭の皆さん、非常に収入が低い、苦労をしているという声が聞かれます。年間の収入が生活保護世帯までは行かないかもしませんが、2,000千円以下、とても生活できないという声もあるようですので、その辺の母子家庭に対する町の補助基準というものがあるのかどうか。その2点を。
議長	(榊原淑友君) 学校教育課長。
学校教育課長	(大場満明君) 学校教育課長です。ただ今の他市町でこれより低い額があるのかということでございますけれども、公立幼稚園ということで、保育料の調査をさせていただいております。私立幼稚園については、すべてこの金額より高い金額に設定されております。
	先ほど申し上げました磐田、掛川以外となりますと、町でいいまます東伊豆とか河津町等がございますが、いずれも月額7千円、8千円ということで、高くなっています。
	また、一時預かりが時間で設定されているところもありまして、日額ではございませんが、1時間200円とかという設定になっております。
	すべての公立幼稚園でやっているわけではなくて、私立幼稚園が基本的に多いもんですから、あと静岡市とか浜松市でございます。公立幼稚園につきましては静岡市、浜松市もございますけれども、旧の市町の単位で、それぞれ金額が異なっております。ちょっと今その資料がございませんけれども、平準しまして市においては森町のこの袋井と森町の単価よりも、高くなっているということでご理解いただきたいと思います。
	それから、母子家庭については、やはり保育料の徴収に関して昨年ですね、3月31日にお認めいただきましたけども、2子3子の半額部分のときに、収入に応じて差をつける部分を今回入れさせてい

ただいております。ですので、非課税世帯ですとか、そういった部分については、減額措置をされるようになっておりますので、この預かり保育料につきましては、全員が対象ではないということになりますので、ここは同一で行つていきたいと考えております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) 1番、伊藤です。議案の83号「森町立幼稚園預かり保育料徴収条例について」、1点だけお伺いいたします。

一時預かりにつきましては、預かり保育が2時以降になりますので、昼食に関しては問題がないと思います。長期休業中の預かりにおきましては、昼食が関係してくるかと思われます。その点につきましては、働くお母さんたちにとりましては、大変気になるところでございます。

今後、どのような対策を考えているのか、少しお伺いしたいと思いますけれども、よろしくお願ひいたします。

議長 (榊原淑友君) 学校教育課長。

学校教育課長 (大場満明君) 学校教育課長です。ただ今の長期休業中の昼食についてということでございますけれども、現時点では長期休業中の給食につきましては、預かると、お子さんの保護者がお弁当を持ってきていただきて対応するということで考えております。

幼稚園の給食につきましては、現在もですね、完全給食とはなっておりません。それぞれの保護者がやはりお弁当を持って幼稚園に預けている日もございますので、長期休業につきましては、夏休みということで、やはり給食施設が休業となっておりますので、町からの配食はできないということになります。

そうしますと、民間の業者等にお願いするということになりますと、給食代等もですね、自己負担というような形になっていこうかなと思いますので、また、子どもの発育に応じた給食ということも考えなくてはいけませんので、そういった点からも、他の保育園も

	実際やっておりませんので、今のところはですね、長期休業中はお弁当で対応していただくということでお願いをしたいなと思っております。以上です。
議長	(榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。
1番議員	(伊藤和子君) パート等で働くお母様たちを応援という形で、今回始められるわけです。今後は昼食に関しましてはですね、町としても議論をしていっていただきたい。そのように考えておりますけども、課長、今後はいかがでしょうか。その点についてお伺いさせていただきます。
議長	(榊原淑友君) 学校教育課長。
学校教育課長	(大場満明君) 先ほど来、来年から始めてということを何度も申し上げさせて申し訳ないわけでございますけれども、いろいろな課題が来年始めた中で出てくるかと思います。その中で昼食のことにつきましてもですね、よく議論をして、前向きに検討していきたいと思います。以上です。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第6、議案第84号「平成26年度森町一般会計補正予算(第8号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	4番、中根幸男君。
4番議員	(中根幸男君) 4番、中根でございます。
	11・12ページの、11款2項1目、公共土木災害復旧費、15節、工事請負費の関係ですけれども、現年発生公共土木施設災害復旧工事47,000千円につきましては、町道3箇所とお聞きいたしました。
	これについてはですね、公共災害ということで、災害の査定を既に受けられたかどうか。また、工事の予定時期がいつになるかお伺いいたします。

議長	(榊原淑友君) 建設課長。
建設課長	(鈴木可浩君) 建設課長です。予算説明書の11・12ページ、11款2項1目、公共土木施設災害復旧事業費ですが、細目の0002の現年発生公共土木施設補助災害復旧事業ですが、今年の10月の台風18号により被災した道路災害3箇所と、河川災害3箇所、計6箇所を国庫補助金を受けて災害復旧するものであります。
	この事業ですけれども、公共土木施設災害復旧費、国庫負担法に基づきまして、自然災害により被災した公共土木施設を迅速に復旧することを目的としております。そのため、復旧工法や復旧にかかる事業費を速やかに確定させるため、災害査定といいまして、国土交通省の災害査定官が、財務省からの立会人とともに、直接災害現場へ出向きますと、町から申請しました復旧工法や設計書の内容等の実地査定を行います。
	その日程につきましては、今年は非常に災害が多かった関係で、静岡県の第4次査定の、来年1月の7日、8日の二日間となっております。
	災害の査定が1月になるということで、その後のいろいろな手続や、事務処理を考慮しますと、工事の発注時期につきましては、最短でも1月下旬になるかと考えております。以上です。
議長	(榊原淑友君) 4番、中根幸男君。
4番議員	(中根幸男君) このたびの台風18号につきましてはですね、一宮から橘地内に被害が集中したように思います。特に準用河川大洞院川につきましては、水田の取水源ともなっております。田植の時期は5月頃と伺っておりますけれども、稻作に支障がないように工事が進められるかどうか、改めて伺いたいと思います。
議長	(榊原淑友君) 建設課長。
建設課長	(鈴木可浩君) 建設課長です。1月の下旬の入札ということで、6箇所の災害のうち一部については、来年度への繰越し措置をとらざるを得ないかと考えております。
	また、大洞院川の河川災害の箇所周辺の水田の耕作状況について、

地元の皆さんにお聞きしましたところ、田植については通常は6月ということを聞いておりますので、水田に隣接している災害箇所、2箇所ございます。ということで、仮に繰越ししたとしても、水田の耕作に支障がないよう、遅くとも5月中旬頃までには、工事の方完成させていく計画であります。

今後、1日でも早い復旧を目指して、全力で復旧工事に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) 1番、伊藤です。

平成26年度一般会計補正予算の中で、歳出の6ページ、3款2項3目、児童福祉施設費の13,165千円は、森小学校と宮園小学校、放課後児童クラブ新設のための教室改修費用ということですが、それぞれの学校では改修に至る前は、どのように使用されていた教室だったのか。また、森小学校、宮園小学校、個別の改修費用を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

議長 (榊原淑友君) 保健福祉課長。

保健福祉課長 (村松富夫君) 保健福祉課長です。1点目の今までの利用内容ですけれども、森小につきましては、家庭科室ということで、通常は資材等を置いてございました。また、宮園小につきましては、女子の更衣室ということで使用していたと聞いております。

2点目の、学校ごとの費用でございますけれども、委託料につきましては1,896千円のうち、森が912千円、宮園が983千円ということでございます。

それから、工事費につきましては、森が3,780千円、宮園が6,156千円でございます。備品費につきましては、森が500千円、宮園が833千円という金額でございます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 何点かお伺いさせていただきます。

まず、第2表、債務負担行為の補正であります、可燃ごみ収集運搬業務について、現在委託をしている業者が今年度限りでという申出があったということで、27年度から別の業者に委託をする、今年度から準備を始めていくということで、債務負担行為であるという提案理由がありました。

この、可燃ごみ収集運搬業務委託料は、平成25年度が14,964千円の予算、平成26年度は道路事情等で多少費用がかかるということで、16,590千円という予算がありました。今回、20,000千円ということではありますが、この増額の理由についてをお願いいたします。

それから、歳出5・6ページ、3款1項1目の社会福祉総務経費、地域広場整備事業費補助金、米倉町内会の公園整備に対する補助ということではありますが、この補助金の補助要綱といいますか、どのような整備に対して対象になるのか。また、今回の米倉町内会の公園整備の内容について、また、その総事業費に対してどれほどの補助率であるのか。その点をお願いいたします。

3款2項3目の、放課後児童クラブについてであります、先ほど伊藤議員からの質問で、それぞれ森小、宮園小の別の予算をお知らせいただきましたけれども、全員協議会でお配りいただきました資料によると、森小の場合は一つ教室を挟んで、第1と第2の教室を整備をするということですが、これは森小学校の方の教室の利用状況からやむを得ないで、こういう形になったのかと思いますが、現在もですね、放課後児童クラブの別室のような形で使われているのかということと、それから、両方の学校についてであります、今回、教室を増やして定員を増員するということですが、この放課後児童クラブは、教室、学校施設と明確に区別をするということで、森小学校の場合は屋外にですね、トイレを新設されたかと思います。今回定員が増やされるということですが、トイレについては現状のままでよろしいのかどうかをお願いいたします。

それから、7・8ページ、6款1項1目、農業委員会費、委託料で、農地台帳システム改修業務委託料、農地地図情報システムデー

タ加工業務委託料が計上されております。提案理由によりますと、農業委員会がインターネット等でその情報を公表するということになつておりますが、これはどのような形で、農業委員会ですので、農業委員会の事務局、産業課の担当が行うのか、このインターネット等で公表ということの具体的な内容についてお願ひいたします。

同じく、3目の農業振興費、森町茶業振興協議会補助金340千円、成人式で新成人の方に急須とお茶を贈呈して、急須でお茶を飲む町ということを浸透させるとともにPRしていくということではありますか。340千円、これは何名分、新成人の方何名分を想定されているのか。また、大変良いことだと思いますので、これは例えですね、新成人、二十歳になられた方ももちろん大事だと思いますけれども、例えば、森町で婚姻届を出された、新家庭を持たれた方にも贈呈をするというようなことはどうでしょうか。

それから、7款1項3目、観光費、観光施設整備事業費、工事請負費1,002千円、天方城趾に観光案内看板を設置をすると。天方城に縁の方からの寄附ということではありますか。どのような看板をどのような位置に設置をする計画であるのか。

それから、9・10ページ、8款2項3目、道路新設改良費、町単独道路改良事業委託料、測量設計業務委託料、1,844千円、こちらは町道大久保峯山線の測量設計業務委託であるということですが、当初予算では11,000千円がつけられておりまして、用地測量業務、用地買収補償ということでしたが、今回測量設計業務委託が新たに補正されたということは、この事業が当初予算よりも今年度進められると、前倒しされるということなのか、その内容についてお願ひいたします。

それから、11・12ページ、11款1項1目、農業用施設災害復旧費、工事請負費として農業用施設補助災害復旧工事7,000千円ではありますか。5号の補正で西俣農業用水路と草ヶ谷パイロット内の農道路肩崩壊に対して、測量設計業務委託料1,300千円を認めたわけですが、今回の復旧工事7,000千円は、この2箇所にかかるものである

のか、また、それぞれの金額、また、工事内容等を詳細説明をお願いいたします。

続いて、11款2項1目、公共土木施設災害復旧費で、先ほど中根議員の方から工期等の確認を頂いたわけですが、これから査定を受けていくということですけども、森町が要求する工事量と、この今回予算が計上されておりますが、その内容と、それから、それを予算計上されているということは、ある程度これで査定を受けられるだろうという見込みの基で金額が算出されているかと思いますけれども、その辺が森町のやりたいという思いと、国の方の査定がどのくらい差があるのか。一致していれば有り難いことですが、その辺のところと、また、この地域については地元からも要望が出されているかと思いますが、その地元要望に対して、どの程度応えられるのか。併せて町単で公共土木施設災害復工事費が6,000千円計上されているわけですが、この47,000千円と6,000千円、合わせて53,000千円で、どのような復旧工事がなされるのか、その内容についてお願いいたします。

議長

（榎原淑友君）住民生活課長。

住民生活

（村松弘君）住民生活課長です。債務負担行為、可燃ごみ収集運搬業務委託料の20,000千円についてお答え申し上げます。

課長

金額の根拠でございますが、26年度16,590千円ということで、委託契約を結ばせていただいておりますが、まず、そこが基本でございまして、それにですね、先の一般質問でもお答えをさせていただきましたが、週に1回しか収集していない地区があるということで、これを来年ですね、全地域週2回収集できるようにするということを計画しまして、その分で人件費が増えるだろうということ、それから、当然収集の距離も伸びるということで、燃料費等も伸びるということで、16,590千円に増額をして組ませていただきました。

それとですね、来年度の当初予算の要求に当たって、やはり我々も数社からですね、見積りをとっておりまして、金額は申し上げられませんが、その数社の見積りを勘案して、この金額に設定をさせ

議長
保健福祉
課長

ていただきました。以上です。

(榊原淑友君) 保健福祉課長。

(村松富夫君) 保健福祉課長です。2点目の地域広場の関係でございますけれども、地域広場整備費補助金交付要綱が、昭和63年に制定されまして、運用しております。内容につきましては、町内会等が管理する主に子ども、高齢者が利用する公園、広場、ゲートボール場等の整備にかかる費用について補助するというもので、遊具の設置であったり、フェンスの設置であったり、修理といったところが主になってくるかと思います。補助率3分の2ということで、実施をしております。

また、補正予算に計上していました、米倉町内会の事業内容でございますけれども、天王山公園というのが米倉から豊岡に抜ける上がるところに、左側にございますけれども、その公園のフェンスの修繕ということでございます。金網のみ取替えということで、約45メートルの金網の取替えになります。

それから、3点目の放課後児童クラブの森小の教室の関係でございますけれども、教室を一つ挟んでということでございますけれども、太田議員のおっしゃられたとおり、学校側の事情ということで、現在1年生の教室になっておりまして、あの前に、今度設置しようという部屋の前に、プールがございます。そのために部屋を交換しますと、風通しも悪くなる、また、少し暗くなるといった点もございまして、森小の方で現在仮に児童クラブとして使用している部屋について、その部屋でやってもらいたいという要望がございましたので、そちらに決定をいたしました。

また、トイレの関係でございますけれども、定員は増になるわけでございますけれども、トイレの設置の場所も限られているというか、ないということで、現状のまま利用してもらうということでございます。上級生が利用するということで、ある程度大きい子に使用するときの順番というですかね、早く行ったり遅く行ったりということで、加減をしながら利用していただきたいと考えております。

議 長
産業課長

以上でございます。

(榊原淑友君) 産業課長。

(三浦強君) 産業課長です。何点かご質問がございましたので、一つ一つお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、農業委員会費の農地台帳システム改修業務委託料並びに農地地図情報システムデータ加工業務委託料ということでございますが、平成26年、本年農地法の一部改正がございました。農業委員会は来年の4月1日、平成27年の4月1日から、農地台帳並びに地図を公表することが義務づけられております。

しかしながら、それぞれの農業委員会が個々に公表を行うというのは、非常に負担が大きいということから、農水省では全国で一元的にインターネット公表をするための農地情報公開システムを整備いたしました。この事業を全国農業会議所が実施するということになつたものであります。

農業委員会は、全国の農業会議所ですね、作業用データをですね、提供するだけで、公表が行えるということで、法律上の義務を果たすことができるということになります。ただし、農地台帳につきましては、インターネットによる公表とは別に、窓口で書面で据え置くという、公衆の閲覧に供する必要であるということです。

続きまして、森町茶業振興協議会への補助金でございます。急須でお茶を飲む町の取組の一環といたしまして、平成27年度、当町におきまして、新成人を迎える170名に対してまして、急須とお茶を記念品として贈呈するものであります。また、先ほどご質問ございました、婚姻届ですか、新家庭への急須の贈呈ということも、予算もございますので、また茶業振興協議会等で検討をして参りたいというふうに思っております。

続きまして、7款1項3目の観光費の、観光施設整備事業費でございます。案内看板の設置工事でありますが、天方城趾への観光案内板でありますが、平成25年度に引き続きまして、浜松市の天方城

に縁のある、天方啓二氏より、11月の25日にですね、ふるさと応援寄附金として、寄附金を受けております。1,000千円を受けております。本年で5回目ということでございます。この寄附金を財源といたしまして、天方城趾の入り口に当たります、県道袋井春野線、天森橋手前、30メートル付近に、寄附金の趣旨に添いまして、観光案内板を設置するものであります。

現在天森橋手前に約200メートルほどのところ、確か電話ボックスがある辺りにですね、現在あるわけでございますが、非常に見にくいということで、見落として通り過ぎてしまうという方が、お話もございまして、道に迷ってしまうというご意見もですね、伺っておりますので、今回いろいろ展望台とか駐車場も整備もされましたし、町道の拡幅もございました。いろいろな面で多くの観光客にですね、天方城趾を訪れていただきたく、今回天森橋の近くに観光案内看板を新たに設置をするものでございます。

続きまして、11款の災害復旧費、1項1目の0002の農業用施設補助災害復旧事業でございます。2件でございますが、10月の台風18号によります西俣地内、三倉川頭首工用水路と、草ヶ谷地内のパイロットの農道法面が崩落をいたしました。西俣につきましては、三倉川の増水によりまして、護岸ブロックが被災したことにより、護岸に付随をする西俣頭首工からの用水路とも崩壊したものであります。

また、草ヶ谷につきましては、豪雨によりまして農道の法面が雨水の浸透により崩壊をしたものでございます。工事内容ということでございますが、西俣地内につきましては、復旧は原型復旧といたしまして、現場打ちのコンクリート水路工復旧延長37メートル、設計金額2,000千円ということでございます。

続いて、草ヶ谷パイロット農道災害復旧工事でございますが、2箇所の農道下のですね、法面が崩落箇所がございまして、法面整形し、腰止めにふとんかごにて原型復旧をするということでございます。延長2箇所あります、一つは17メートル、もう一つは25メー

トルということで、合計で42メートルでございます。設計金額は5,000千円ということでございます。両方合わせまして7,000千円ということでございます。以上です。

議 長

建設課長

(榊原淑友君) 建設課長。

(鈴木可浩君) 建設課長です。予算説明書の9・10ページ、8款2項3目、道路新設改良費、細目0001、町単独道路改良事業、13節委託料1,844千円の内容のご質問かと思いますが、町道の大久保峯山線の拡幅事業につきましては、起点を中飯田の崇信寺の前付近とし、終点については飯田城趾付近とする、約350メートル区間にについて、現状が道路幅員が狭く、鋭角なカーブが多数ありまして、普通車の走行にも支障があるということで、現道を極力利用した道路線形として、道路付近を4メートルに拡幅改良する計画であります。

昨年度は、全体事業費を極力抑えるべく、今申し上げたとおり、現道を極力利用した形での全体計画図を作成しまして、地元説明会を開催しまして、地元の皆さんに計画の内容を説明させていただきまして、計画の内容については了解を頂いております。

そして、この路線については、国土調査事業が約30年ほど経過しているということから、土地の境界杭もかなりなくなってしまっておりまして、今年度はまず道路にかかる各筆の境界杭の復元作業を行いまして、その後幅杭といいまして、道路用地として買収させていただくための目印となるような杭を設置する業務などを委託し、現在は買収させていただく土地の面積等を測っている最中であります、全延長が約350メートル区間、そのほとんどが小さな畠ばかりということで、この用地買収に伴う分筆登記の対象筆数が全部で27筆となることが分かりまして、この分筆登記にかかる各筆の分筆測量作業、それとその後行います登記申請にかかる書類作成などの業務委託を、今回この測量設計業務委託料という予算科目でもって予算計上させていただいております。

当初予算のうちには、こういった用地買収の筆数がかなり不確定

であったために、今回の補正予算計上となりました。今後の予定については、来年度からは工事に入るということで、今年度中に用地買収、全線の用地買収を終わらせていく計画であります。

続きまして、次の11・12ページ、災害復旧のご質問ですが、6箇所の災害のうち、道路災害が3箇所ということで、工事請負費としては3箇所合計で20,000千円、河川災害も同じく3箇所合計で27,000千円ということで、道路災害河川災害合わせた金額が47,000千円となっております。

そして、現地については、道路災害は橘地内の町道大上宮奥線で2箇所と、一宮の大久保地内の町道小川線の1箇所の、計3箇所となっております。

河川災害は3箇所とも大洞院川であります、橘地内の大洞院川で2箇所と、一宮地内の大洞院川で1箇所となっております。

被災内容につきましては、道路災害につきましては路肩の決壊が2箇所と、法面の崩落が1箇所、川の災害については護岸決壊ということで、復旧の工法としては、いずれもブロック積みのブロック積み工法ということであります。

そして、予備費の充用を行いまして、測量設計、図面が正確なものができあがっておりまして、災害というのはグレードアップではなくて、元に戻す原型復旧を基本としてますので、被災しているところの原型復旧の設計書を作った結果が、これは国への申請額でありますけれども、総額が47,000千円ということでありまして、来年の1月7日・8日で、国交省と財務省の担当官が現場へ赴きまして、役場の方で説明をしまして、災害査定ということがあります。

そして、査定率というのがあります、全体が100とすると、例えば5パーセントカットで、95パーセントの査定率とかっていいますけれども、その査定率については、通常過大な設計をしない限り、95とか、前後とか、そういう査定率になります。ということで、この0001と0002に分けてありますけども、町単の災害を0001というふうにして、国庫補助を受けての災害を0002と、1と2と分けてあり

ます。

ということで、0001の予算6,000千円を計上させていただきましたけれども、そうした災害の査定でカットされた部分のフォロー、あるいは、元々補助対象とならない部分の対応をするための工事費用負担をお願いしました。例えば、取り合い前後の災害ではない部分の舗装工事とか、仮設道路の築造とか、安全施設、要するにガードレールの設置などの部分について、工事費用負担で対応させていただいております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 先ほど太田議員からも質問がありましたが、ごみの収集業者が変わるということですけども、そういう状況になった経緯というものを。それから、新しい業者はもう決まった、先ほど入札ということでしたけども、今までやられた業者がなぜやめることになったのか。

それから、放課後児童クラブの新設でございますが、この施設はクラブ費というか、徴収していると思いますので、冷暖房の関係はどのようなこの部屋はなっているのか。午後に入りますと西日が強くなつて暑くなるということもあって、エアコンなどが取り付けられればいいと思うんですが、現在エアコンがあるのか、扇風機なのか。また、エアコンにする考えはあるのか。その2点を。

議長 (榊原淑友君) 住民生活課長。

住民生活課長 (村松弘君) 住民生活課長です。今回辞退されるということについてはですね、前々から多少お話をあったわけですけども、3人で収集をやっていただいているわけですが、かなり高齢だということと、なかなか人の確保が難しいということでございまして、10月から11月頃に一度話がありまして、我々の方としてもですね、本当に今年度中でできないのかというようなことの確認も含めましてお話をさせていただいたところ、11月の末にですね、辞退届を提出されましたので、今回新たに請け負っていただく方を選定してい

	きたいということでございます。以上です。
議長	(榊原淑友君) 保健福祉課長。
保健福祉課長	(村松富夫君) 保健福祉課長です。放課後児童クラブの空調設備の設置の関係でございますけれども、森児童クラブにつきましては、設置済みでございます。また、宮園児童クラブにつきましては、今回の予算の中で設置、整備する予定でございます。以上です。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第7、議案第85号「平成26年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第8、議案第86号「平成26年度森町介護保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第9、議案第87号「平成26年度森町水道事業会計補正予算(第3号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	7番、太田康雄君。
7番議員	(太田康雄君) 今回の補正は、委託料1,577千円、新地方公営企業会計にかかる指導・助言業務を委託するということになりますが、提案理由の説明の中で、専門的判断が必要となる事項の発

生があるということでございますが、これは具体的にどのようなことなのか、また、どのような先を委託先として考えているのか。

また、期間については今年度限りのものなのか、次年度以降も必要となるものなのか。

それから、今回は水道事業関係の補正が計上されているわけですが、同じように森町病院でも新たな公営企業会計に取り組んでいるわけですが、病院の方は必要ないのかどうか。その辺をお願いします。

議長 (榊原淑友君) 上下水道課長。

上下水道課長 (山田裕一君) 上下水道課長です。ただ今の質問についてお答えいたします。

最初に、問題が発生しているというか、具体的にどういう事項があるかということでございますが、現在考えられている、出てきている問題でございますが、一つは新制度移行に伴って発生した利益剰余金等の適切な処分ということで、過去分の長期前受金戻入に相当する額を利益剰余金変動額として、資本の分に計上することになりますが、その処分方法として繰越欠損金を埋めた後、資本金に組み入れるとか、積立金に処分する方法等が示されておりますけども、各公営企業の経営方針を踏まえて、適切な対応をとる必要があるとされております。

当町として、どう処理、処分するのが適切かというようなところを、専門的な知識を持った者に、判断の助言等をしていただく。次に、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等に、必要に応じて各種の注記をすべきとなりましたが、その具体的な文言の助言を受ける。

また、複数の財源により取得した固定資産の除却時の適切な会計処理等が、不透明のところがございますので、助言を受けて適切な処理をしたい。

また、貸倒引当金の適切な算出方法等も助言を受けていきたい。以上が主な具体的な内容です。

委託先につきましては、当町が使っております会計システムを開発・保守をしています株式会社フューチャーインという業者に委託予定でございます。

この業者はですね、当町以外にも近隣市町、袋井、掛川、磐田等も同じ業者を使用しておりますので、多くの業務を実施する予定ですので、運用制度の考え方とか、近隣と統一した考え方で、今後処理ができるのではないかということから、株式会社フューチャーインと随意契約を予定をしております。

期間についてですけども、今回の委託の内容が新会計処理方針に関する指導・助言の確認と、プレ決算の実施ということで、平成26年度決算を迎える前に、上半期の時点を基準としたプレ決算を実施してですね、本決算に向けての課題、調整事項を再確認をして、その指導・助言を受けるというふうなことですので、期間については、3月の中旬を予定しております。

議長 (榊原淑友君) 病院事務局長。

病院事務局長 (西谷勉次君) 病院事務局長です。病院事業会計としましてですね、今回新会計制度導入につきましてはですね、大幅な改正を伴います。そういうこともありますので、運用初めての決算書作成を控えておりますので、水道事業との運用上の解釈の統一を図るためですね、同じく上半期におけるプレ決算業務のですね、指導・助言を受けたいと思っております。

なお、費用につきましてはですね、別発生となりますけど、病院事業会計におきましては、病院事業予算の枠内ですね、執行できる範囲でありましたので、今期補正計上はしておりません。同じような内容で実施したいと考えております。以上です。

議長 (榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 企業会計制度が大きく変更になったということで、専門的な助言が必要だということは理解をいたしました。

この委託先がですね、現在使用している会計システムを構築した株式会社フューチャーインという会社を予定しているということです

ありますが、そのシステムを開発しているところですので、その新しい会計制度について熟知している者とは思いますが、果たしてその公営企業の会計に関する、決算に関する助言を頂くに、何ていいますかね、権威付けといいますか、果たして、例えば公認会計士であるとか、そういう監査法人であるとかというものならば理解できるわけですが、果たしてそういうシステム開発企業で大丈夫なのかという不安もあるわけですけども、その辺もう一度確認させていただきます。

また、この期間について、3月中旬、決算を控えてということだと思いますが、もう予定しているということですが、今年度制度が変わったばかりなので、この助言・指導業務を委託するのか、今後もですね、27年度以降も必要に応じて疑問な点、不明な点について指導を頂くという内容まで含まれているのか。今年度限りなのか、来年度は来年度でまた新たに委託料を計上して委託をしていくということなのか、その点をお願いいたします。

議長　（榊原淑友君）上下水道課長。

上下水道課長　（山田裕一君）上下水道課長です。委託を予定しております、株式会社フューチャーインでございますが、プレ決算をこの会計システム上で行うということで、ここに委託するわけですけども、その中にですね、監査法人の公認会計士等も含んで、専門的な助言を貰うと、そういうところの業務が含まれております。

あとですね、今後はということですけども、とりあえず上半期のプレ決算の成果で、本決算に向けての問題と、その辺も合わせて助言をしていただくと。場合によっては新年度、今後ですけど、27年度以降は同じ会計システムが使っている会計システムですといふもんですから、最初の年が完璧なものになればですね、その後はそのシステム上でこのフューチャーインという会社に問合せとかですね、していけば、少しの部分でしたら対応できるのではないかと、そんなふうに考えております。以上です。

議長　（榊原淑友君）他に質疑はございませんか。

	(発言する者なし)
議 長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第10、議案第88号「平成26年度森町病院事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	1番、伊藤和子君。
1番議員	(伊藤和子君) 今回の補正は、平成27年1月1日採用予定の小児科医医師1名にかかる3月分までの給料・手当等、給与費の増額補正ということですが、現在常勤の小児科医師が1名おりますけれども、小児科の常勤医師が2名になるということでおよしいのでしょうか。
	また、採用に当たっては、役職はどのような待遇でお迎えになるのか教えていただければと思います。
	また、採用までの経緯が分かればお願ひいたします。
議 長	(榊原淑友君) 病院事務局長。
病 院 事務局長	(西谷勉次君) 病院事務局長です。ただ今の伊藤議員のご質問でございますけど、最初に小児科医師、現在ですね、戸田医師1名がおるところでございますけど、それに加えて1月1日から小児科医師と、具体的にお名前を申し上げますと、水野医師といいまして、中東遠総合医療センターの統括診療部長をやられた方でございます。その方が1月から来られまして、診療体制は2名ということで、戸田医師とですね、それから非常勤の医師が何名か来ておりますけど、その非常勤で対応している診療の部分をですね、水野医師が対応するということになります。
	なお、役職との話がありましたけども、それについてはですね、年齢的には58歳ということで、経験も豊富でございます。そういうところで、副院长ということで来ていただくという予定であります。
	当然、診療もやっていく中ですね、森町家庭医療クリニックの方の指導をやりますとか、あと、いろいろ管理的なところをですね、

リスクの責任者であるとかですね、院内感染、そういういた関係の管理の方もやっていただく予定になっております。

それからですね、採用の経緯についてでありますけど、今お話ししましたとおり、中東遠総合医療センターの小児科でやっておったわけですけど、水野医師はですね、かねてから地域医療に興味を持たれていたこともありましてですね、当院への就職を希望されておりまして、そういうこともありましてですね、浜松医科大学の小児科の医局の承認も得ましてですね、今回こちらに来ることになったわけでございます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) 今お話を聞いている中で、中東遠総合医療センターの方から水野医師58歳が、副院長としてお迎えになるということでございました。

現在森町病院の副院長をしていらっしゃるのは、内科の医師1名と整形外科医師1名、そして、副院長兼看護部長の3名がおります。また、こちら副院長としてお迎えになるということは、4名になるということでよろしいでしょうか。

議長 (榊原淑友君) 病院事務局長。

病院事務局長 (西谷勉次君) ただ今のご質問にお答えいたします。1月1日の段階ではですね、4名ということになります。ただですね、内科医師の副院長ですけど、退職を希望されておりまして、3月末ということでお話を頂いておりますので、とりあえず3月までは副院長4名ということで、4月以降は元の3名という形になると思います。以上です。

議長 (榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。

1番議員 (伊藤和子君) そうしますと、内科医師の副院長が退職されるために、副院長の後任として採用されるということでよろしいのでしょうか。

内科医師が1名欠員となるというのは、病院にとりましても町民にとりましても、深刻な問題であると思います。後任の内科医師の

	採用状況はどのようにになっておりますでしょうか。お願いいいたします。
議長	(榊原淑友君) 病院事務局長。
病院事務局長	(西谷勉次君) 年齢的にも先ほど申しましたように58歳ということで、ちょうど内科医師の代わりという形で、副院長にふさわしいのではないかということで、今回そういうふうにさせていただきました。
	内科医師がそういうことで、減という形になるという話ですけども、医師不足の中でですね、厳しい状況でありますけど、内科医師が欠員することはですね、収益を計る上でも、またですね、当院の特徴でもあります在宅医療を進める上でもですね、大変厳しい状況は続くかと思います。そういう中でありますけど、今の状況の中ではですね、院内の協力体制を図りながらですね、今の体制の中でですね、引き続き医師確保を図りながら、やっていきたいなと思っております。
	ひとつ、来年度の体制に向けてですね、浜松医大の方でですね、非常勤の医師を週1回、内科の呼吸器の医師ですけどね、派遣していただけるとかという話も頂いておりますので、そこら辺をうまく活用してですね、できるだけ影響が出ないような形でがんばってやっていきたいと思います。以上です。
議長	(榊原淑友君) 他に質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	日程第11、議案第89号「東遠学園組合規約の変更について」を議題とします。
	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	(発言する者なし)
議長	(榊原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
	以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

12月18日午前9時30分、本会議を開会し、議案に対する討論・採決及び一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

(午前11時56分 閉会)